

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第86号

高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第34条の2を第34条の7とし、第34条の次に次の5条を加える。

（控除対象寄附金の指定の基準）

第34条の2 知事は、寄附金が次の各号のいずれかに該当するときは、当該寄附金を条例第39条の2第3号エの規定による控除対象寄附金（以下「控除対象寄附金」という。）として指定するものとする。

(1) 所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号の規定により財務大臣が指定した寄附金のうち、県内に主たる業務を行う事務所若しくは事業所を有する法人若しくは団体に対する寄附金又は主に本県における教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出に充てられる寄附金であること。

(2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条各号に掲げる法人に対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金のうち、県内に主たる業務を行う事務所若しくは事業所を有する法人に対する寄附金又は主に本県における教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出に充てられる寄附金であること。

(3) 所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる寄附金のうち、その目的が主に本県における教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するものである特定公益信託の信託財産とするために支出される金銭である寄附金であること。

(4) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされる寄附金のうち、県内に主たる業務を行う事務所若しくは事業所を有する法人に対する寄附に係る支出金である寄附金又は主に本県における教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出に充てられるものとしてされる法人に対する寄附に係る支出金である寄附金であること。

（控除対象寄附金の指定の手続）

第34条の3 控除対象寄附金の指定を受けようとする者は、別記第51号様式の2による指定申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、知事が特に認めるときは、当該書類の一部について添付を省略することができる。

高知県行政手続条例施行規則（平成8年高知県規則第20号）の一部を次のように改正する。

本則中「高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号。以下「条例」という。）」を「条例」に改め、本則第1号中「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改め、本則を第2条とし、同条に見出しとして「（不利益処分をしようとする場合の手続を要しない処分）」を付し、同条の前に次の1条を加える。

（趣旨）

第1条 この規則は、高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

本則に次の1条を加える。

（意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更）

第3条 条例第38条第4項第8号の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 他の法令（条例第2条第1号に規定する法令をいう。）の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理
- (2) 前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第85号

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成20年高知県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「常任委員会等」を「常任委員会等若しくは地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する議案の審査若しくは議会の運営に関し協議若しくは調整を行うための場（次項において「協議等の場」という。）」に改め、同条第2項ただし書中「常任委員会等」を「常任委員会等又は協議等の場」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月21日

高知県公報

発行所 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

Table with 2 columns: 規則 (Rules) and ページ (Page). Includes items like 高知県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則 (1), 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (1), etc.

規 則

高知県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第84号

高知県行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

<p>(1) 申請に係る寄附金が所得税における寄附金控除の対象となっていることを証する書類</p> <p>(2) 県内に主たる業務を行う事務所又は事業所を有する法人又は団体にあっては、当該事務所又は事業所の所在を証する書類</p> <p>(3) 申請に係る寄附金の募集の目的及び用途を証する書類</p> <p>(4) 前3号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類</p> <p>3 知事は、第1項の規定による申請があった場合において、控除対象寄附金の指定をしたときは別記第51号様式の3による指定通知書により、控除対象寄附金の指定をしなかったときは別記第51号様式の4による不指定通知書により当該申請者に通知するものとする。</p> <p>4 知事は、控除対象寄附金の指定をしたときは、その旨及び次に掲げる事項を告示するものとする。</p> <p>(1) 控除対象寄附金の指定年月日</p> <p>(2) 控除対象寄附金の名称又はこれに準ずるもの</p> <p>(3) 控除対象寄附金に係る法人又は団体の名称、代表者の職名及び氏名、主たる事務所の所在地並びに県内の主たる業務を行う事務所又は事業所の名称及び所在地（特定公益信託にあっては、当該公益信託の名称並びに受託者の名称及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(4) 前3号に掲げる事項のほか、控除対象寄附金を特定するために必要な事項 (控除対象寄附金に係る変更等の届出)</p> <p>第34条の4 控除対象寄附金に係る法人若しくは団体又は公益信託の受託者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかにその事実を証明する書類を添えて、知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(1) 前条第4項第2号又は第3号に掲げる事項に変更があったとき。</p> <p>(2) 控除対象寄附金が所得税における寄附金控除の対象とならなくなったとき。</p> <p>2 知事は、前項第1号の規定による届出があったときは、その旨を告示するものとする。 (報告及び調査)</p> <p>第34条の5 知事は、必要があると認めるときは、控除対象寄附金に係る法人若しくは団体又は公益信託の受託者に対し、控除対象寄附金の用途その他当該控除対象寄附金に関する事項について報告を求め、又は関係書類その他について実地に調査することができる。 (控除対象寄附金の指定の失効及び取消し)</p> <p>第34条の6 控除対象寄附金の指定は、次項の規定により当該控除対象寄附金の指定を取り消されたとき又は当該控除対象寄附金が所得税における寄附金控除の対象とならなくなったとき</p>	<p>は、その効力を失う。</p> <p>2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該控除対象寄附金の指定を取り消すものとする。</p> <p>(1) 控除対象寄附金に係る法人若しくは団体又は公益信託の受託者が正当な理由がなく前条の規定に基づく報告をせず、又は調査を拒んだとき。</p> <p>(2) 控除対象寄附金が第34条の2各号に掲げる基準に該当しないと認められるとき。</p> <p>(3) 偽りその他不正の手段により控除対象寄附金の指定を受けたとき。</p> <p>3 知事は、前項の規定により控除対象寄附金の指定を取り消したときは、別記第51号様式の5による指定取消し通知書により当該控除対象寄附金に係る法人若しくは団体又は公益信託の受託者に通知するとともに、その旨を告示するものとする。</p> <p>4 知事は、第1項の規定により所得税における寄附金控除の対象とならなくなったことにより当該控除対象寄附金の指定の効力が失われたときは、その旨を告示するものとする。 別記第51号様式の次に次の4様式を加える。</p>	
--	---	--

第51号様式の2（第34条の3関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 所在地
名称
代表者の職・氏名
電話番号



控除対象寄附金指定申請書

高知県税条例第39条の2第3号エの規定による控除対象寄附金の指定を受けたいので、高知県税規則第34条の3第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 寄附金の名称等

- 2 連絡先（県内の事務所又は事業所の名称及び所在地、電話番号、担当者の氏名等）

注 高知県税規則第34条の3第2項各号に掲げる書類を添えてください。

第51号様式の3（第34条の3関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事



控除対象寄附金指定通知書

年 月 日付けで申請のありました高知県税条例第39条の2第3号エの規定による控除対象寄附金の指定については、下記のとおり指定しましたので、高知県税規則第34条の3第3項の規定により通知します。

記

寄附金の名称等

第51号様式の4（第34条の3関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事



控除対象寄附金不指定通知書

年 月 日付けで申請のありました高知県税条例第39条の2第3号エの規定による控除対象寄附金の指定については、下記の理由により指定することができませんので、高知県税規則第34条の3第3項の規定により通知します。

記

- 1 寄附金の名称等
- 2 指定することができなかった理由

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に異議申立てをすることができます（なお、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この書類を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。（なお、この書類を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

第51号様式の5（第34条の6関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事



控除対象寄附金指定取消し通知書

年 月 日付け第 号で高知県税条例第39条の2第3号エの規定による控除対象寄附金として指定した寄附金については、高知県税規則第34条の6第2項の規定によりその指定を取り消しましたので、同条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 寄附金の名称等
- 2 指定を取り消した理由

(不服申立て及び取消訴訟に関する教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に異議申立てをすることができます（なお、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この書類を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。（なお、この書類を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

別記第52号様式中「第34条の2」を「第34条の7」に改める。
別記第52号様式の2中「（第34条の2関係）」を「（第34条の7関係）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 高知県税条例の一部を改正する条例（平成20年高知県条例第41号）附則第2項の規定に基づき、平成21年4月1日前において行い寄附金の指定及び当該指定に関し必要なその他の行為については、この規則による改正後の高知県税規則（次項において「新規則」という。）第34条の2（次項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）から第34条の6までの規定の例による。

（経過措置）

3 平成21年度から平成26年度までの各年度分の個人の県民税についての新規則第34条の2第4号の規定の適用については、同号中「第41条の18の3」とあるのは、「第41条の18の3及び所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項」とする。



保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第87号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和46年高知県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第13条」を「政令第13条」に、「において」を「において読み替えて」に、「第19条に規定する」を「政令第19条の規定により知事を経由し、又は知事に提出する」に改める。

第5条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

（2）法第12条第4項の規定による准看護師免許の申請書 別記第6号様式の2

第5条第3号中「第12条第2項」を「第12条第5項」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（准看護師再教育研修に係る書類の様式）

第5条の2 准看護師再教育研修に係る次の各号に掲げる書類の

様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）法第15条の2第4項の規定による准看護師再教育研修を修了した旨の准看護師籍への登録の申請書 別記第7号様式の2

（2）法第15条の2第5項の規定による准看護師再教育研修了登録証 別記第7号様式の3

第6条中「第3条第2項」を「第3条第3項」に改める。

第10条中「附則第6項第1号」を「附則第5項及び第6項第1号」に改める。

第11条中「及び第53条第1項」を「、第53条第1項及び第60条」に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式 削除

別記第6号様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式の2 (第5条関係)

准看護師免許申請書

高 知 県
収 入 証 紙
はり付け箇所

- 1 県(都道府) 年 月施行准看護師試験合格
受験番号
- 2 罰金以上の刑に処せられたことはありません。(あるときは、その罪、刑及び刑
の確定年月日)
- 3 准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為を行ったことはありません。(あると
きは、違反の事実及び年月日)

上記により、准看護師免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

本 籍 都道
府県

住 所
(ふりがな)

氏 名 ④

年 月 日生

高知県知事 様

- 備考 1 次の書類を添えてください。
- (1) 戸籍謄本又は戸籍抄本
 - (2) 診断書(視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能若しくは精神の機能の障
害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断
書で、発行の日から1月以内のもの)
 - (3) 准看護師試験の合格証書の写し(高知県以外の都道府県が行った准看護師
試験に合格した場合)
- 2 高知県収入証紙には、消印をしないでください。

別記第7号様式の次に次の2様式を加える。

第7号様式の2（第5条の2関係）

准看護師再教育研修修了登録申請書

高 知 県
収 入 証 紙
は り 付 け 箇 所

- 1 本籍 都道府県
- 2 住所
- 3 氏名（ふりがな）及び生年月日
- 4 登録番号
- 5 登録年月日
- 6 再教育研修の開始年月日及び修了年月日

上記により、准看護師再教育研修を修了した旨を准看護師籍に登録されるよう准看護師免許証の写しを添えて申請します。

年 月 日

氏名

印

高知県知事 様

- 備考 1 准看護師免許証の写しを添えてください。
2 高知県収入証紙には、消印をしないでください。

第7号様式の3（第5条の2関係）

准看護師再教育研修修了登録証

本籍地の都道府県名

氏名

年 月 日生

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により、准看護師再教育研修を修了した旨を准看護師籍に登録しました。

年 月 日

高知県知事

印

准看護師再教育研修修了登録年月日

年 月 日

附 則

この規則は、公布の日から施行する



高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第88号

高知県クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

高知県クリーニング業法施行細則（平成7年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第11号中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

保健所長 様

営業者 本籍（都道府県名）

住所（郵便番号 - ）

（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

氏名

（法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

生年月日 年 月 日

クリーニング所開設届

クリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

ク リ ー ニ ン グ 所	名 称			開設予定年月日	年 月 日	
	所 在 地	(郵便番号 -)		電 話 番 号		
営 業 形 態	1 洗濯物の受取、処理及び引渡しを行うもの					
	2 洗濯物の受取及び引渡しのみを行うもの					
指 定 洗 濯 物 の 取 扱 い の 有 無	有 ・ 無					
他 の ク リ ー ニ ン グ 所 の 開 設 の 有 無	有 ・ 無		無 店 舗 取 次 店 の 営 業 の 有 無	有 ・ 無		
管 理 人	氏 名			生年月日	年 月 日	
	本籍（都道府県名）		住 所	(郵便番号 -)		
従 事 者（クリーニング師を含みます。）数				人		
ク リ ー ニ ン グ 師	本籍（都道府県名）	住 所	氏 名	生 年 月 日	登録番号	登録都道府県名
				年 月 日		

添付書類

- 1 クリーニング所の平面図（機械及び器具の配置を記入したもの）及び排水設備の系統図
- 2 付近200メートル以内の見取図
- 3 法人の場合は、登記事項証明書
- 4 他にクリーニング所を開設しているときは、当該クリーニング所ごとの名称、所在地、従事者（クリーニング師を含みます。）数及びクリーニング師の氏名を記載した書類
- 5 他に無店舗取次店を営業しているときは、当該無店舗取次店ごとの名称、業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び保管場所、従事者（クリーニング師を含みます。）数並びにクリーニング師の氏名を記載した書類

(裏面)
構造及び設備の概要

(洗濯物の受取、処理及び引渡しを行うクリーニング所の場合)

面 積	m ²						
洗いの概要	洗濯機	台		脱水機	台		
	洗濯脱水機	台					
	ドライクリーニング機	溶 剤 名	購入年度	排液処理装置の有無	ガス回収装置の有無	能 力	台 数
			年	有・無	有・無	kg	台
				有・無	有・無		
	乾燥機	台		プレス機	台		
	換気方法	1 換気扇 2 窓					
	手指の洗浄設備又は消毒設備	1 洗浄設備 2 消毒設備					
	乾燥方法	物干し場(屋内・屋外)・乾燥機・乾燥室					
		溶剤回収装置の有無	有・無				
床の構造	コンクリート・タイル・その他()						
排水設備	下水道・浄化槽・その他()						
洗剤等の保管方法							
洗濯物の保管	未 処 理	格納容器	個	集配容器	個		
	処 理 済	格納容器	個	集配容器	個		
指定洗濯物を取り扱う場合	洗濯物の消毒方法	1 消毒後洗濯・蒸気・熱湯・薬品・ガス 2 消毒効果を有する洗濯・熱湯・薬品					
	手指の洗浄設備	箇所	手指の消毒設備	箇所			
	専用の場所又は容器	1 場所	2 容器	専用の集配容器の有無	有・無		

(洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所の場合)

面 積	m ²	他の施設との併設	有(業種:)・無		
洗濯物の保管	未 処 理	格納容器	個	集配容器	個
	処 理 済	格納容器	個	集配容器	個
手指の洗浄設備又は消毒設備	1 洗浄設備 2 消毒設備				
指定洗濯物を取り扱う場合	1 専用の場所	2 専用の容器	専用の集配容器の有無	有・無	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月21日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第89号

高知県卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

高知県卸売市場条例施行規則(昭和46年高知県規則第61号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「別記第16号様式」を「別記第18号様式」に改め、同項第6号中「第57条第1項第1号、第2号及び第3号」を「第57条第1項第1号から第3号までに掲げる者」に改め、同項第7号中「第65条第2項第2号」を「第57条第2項に規定する者」に改め、同項第8号中「に作成した」を「の日現在における」に改め、同項第9号中「指定する」を「必要があると認める」に改め、同条第2項第2号中「該当しない」を「掲げる者に該当しない」に改め、同項第3号中「第65条第2項第2号」を「第57条第2項に規定する者」に改め、同項第5号中「指定する」を「必要があると認める」に改め、同条第3項中「委託手数料の徴収の方法に関する事項」を「次に掲げるとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 委託手数料の徴収の方法に関する事項
- (2) 委託手数料の額の決定に関する事項
- (3) 委託手数料の額の周知に関する事項

第3条第2項第3号中「指定する」を「必要があると認める」に改める。

第6条中「規定により交付する許可証は、別記第1号様式によるもの」を「許可証の様式は、別記第1号様式のとおり」に改める。

第8条第5号中「法第36条第1項に規定する売買参加者」を「地方卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき市場及び取扱品目の部類ごとに業務規程で定めるところにより開設者の承認を受けた者」に改める。

第10条第5号中「地方卸売市場開設許可証再交付申請書」を「地方卸売市場開設許可証(卸売業務許可証)再交付申請書」に改め、同条第18号中「小規模卸売市場(変更・廃止・卸売業務廃止)届出書(別記第19号様式)」を「小規模卸売市場届出事項変更(廃止・卸売業務廃止)届出書(別記第20号様式)」に改め、同号を同条第19号とし、同条第17号中「小規模卸売市場(開設・卸売業務)届出書(別記第18号様式)」を「小規模卸売市場開設(卸売業務)届出書(別記第19号様式)」に改め、同号を同条第18号とし、同条第16号中「(別記第17号様式)」を「(別記第18

号様式）」に改め、同号を同条第17号とし、同条第15号中「（別記第16号様式）」を「（別記第17号様式）」に改め、同号を同条第16号とし、同条第14号中「（別記第15号様式）」を「（別記第16号様式）」に改め、同号を同条第15号とし、同条第13号中「（別記第14号様式）」を「（別記第15号様式）」に改め、同号を同条第14号とし、同条第12号中「第18条」を「第18条第2項」に、「（別記第13号様式）」を「（別記第14号様式）」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号中「（別記第12号様式）」を「（別記第13号様式）」に改め、同号を同条第12号とし、同条第10号中「第12条」を「第12条第2項」に、「（別記第11号様式）」を「（別記第12号様式）」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号中「第10条」を「第10条第1項」に、「相続認可申請書（別記第10号様式）」を「相続地位承継認可申請書（別記第11号様式）」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「分割認可申請書（別記第9号様式）」を「分割地位承継認可申請書（別記第10号様式）」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「合併認可申請書（別記第8号様式）」を「合併地位承継認可申請書（別記第9号様式）」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「事業譲受け認可申請書（別記第7号様式）」を「事業譲受け地位承継認可申請書（別記第8号様式）」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

（6） 条例第8条第4項の書換え交付申請 地方卸売市場開設許可証（卸売業務許可証）書換え交付申請書（別記第7号様式）

第13条中「により、」を「による」に、「別記第20号様式」を「別記第21号様式のとおり」に改め、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（公示事項）

第13条 条例第26条第2項第4号の規則で定める事項は、法第55条又は第58条第1項の許可年月日とする。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第6条関係）

		第 号
		地方卸売市場開設許可証 卸売業務許可証
開設者 (卸売業者)	住所	
	氏名又は名称及び 代表者の職・氏名	
市場	名称	
	位置	
取扱品目		
年 月 日		高知県知事 印

第2号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名（名称及び代表者の職・氏名） ㊟

地方卸売市場開設許可申請書

卸売市場法第55条の規定による地方卸売市場の開設の許可を受けたいので、高知県卸売市場条例第3条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 業務規程
- 2 今後2年間における事業計画書
- 3 申請者が法人の場合は、次に掲げる書類
 - (1) 定款
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 役員の戸籍抄本及び履歴書
 - (4) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書類
 - (5) 最近2年間における事業報告書（別記第18号様式の事業報告書の例により作成したもの）
 - (6) 申請者が卸売市場法第57条第1項第1号から第3号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面
 - (7) 申請者が卸売市場法第57条第2項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面
 - (8) 申請の日前30日以内の日現在における資産の状況を記載した書類
 - (9) (1)から(8)までの書類のほか、知事が必要であると認める書類
- 4 申請者が個人の場合は、次に掲げる書類
 - (1) 申請者の戸籍抄本及び履歴書
 - (2) 申請者が卸売市場法第57条第1項第1号及び第2号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
 - (3) 申請者が卸売市場法第57条第2項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面
 - (4) 最近2年間における事業報告書（別記第18号様式の事業報告書の例により作成したもの）
 - (5) 申請の日前30日以内の日現在における資産の状況を記載した書類
 - (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要であると認める書類

第3号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名（名称及び代表者の職・氏名） ㊟

卸売業務許可申請書

卸売市場法第58条第1項の規定による卸売業務の許可を受けたいので、高知県卸売市場条例第5条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 卸売の業務を行おうとする者の氏名又は名称及び代表者の職・氏名並びに住所
- 2 卸売の業務を行おうとする者の資本金又は出資の額及び役員の名（法人の場合に記入してください。）
- 3 卸売の業務を行おうとする地方卸売市場の名称及び取扱品目の部類

注 申請者が卸売の業務を行おうとする地方卸売市場の開設者と異なる場合は、その開設者を經由して申請してください。

添付書類

- 1 申請者が法人の場合は、次に掲げる書類
 - (1) 定款
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 役員の戸籍抄本及び履歴書
 - (4) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書類
 - (5) 最近2年間における事業報告書（別記第18号様式の事業報告書の例により作成したもの）
 - (6) 申請者が卸売市場法第57条第1項第1号から第3号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面
 - (7) 申請者が卸売市場法第57条第2項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面
 - (8) 申請の日前30日以内の日現在における資産の状況を記載した書類

- (9) (1)から(8)までの書類のほか、知事が必要があると認める書類
- 2 申請者が個人の場合は、次に掲げる書類
- (1) 申請者の戸籍抄本及び履歴書
- (2) 申請者が卸売市場法第57条第1項第1号及び第2号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- (3) 申請者が卸売市場法第57条第2項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面
- (4) 最近2年間における事業報告書（別記第18号様式の事業報告書の例により作成したもの）
- (5) 申請の日前30日以内の日現在における資産の状況を記載した書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要があると認める書類

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名（名称及び代表者の職・氏名） ㊦

地方卸売市場廃止許可申請書

卸売市場法第60条の規定による地方卸売市場の廃止の許可を受けたいので、高知県卸売市場条例第6条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 廃止しようとする地方卸売市場の開設に係る許可年月日及び許可番号
- 2 廃止しようとする地方卸売市場の開設者の氏名又は名称及び代表者の職・氏名並びに住所
- 3 廃止しようとする地方卸売市場の名称及び位置
- 4 廃止予定年月日
- 5 廃止の理由

注 地方卸売市場を廃止しようとする日の30日前までに届け出てください。

添付書類

廃止しようとする地方卸売市場に係る地方卸売市場開設許可証の写し

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名（名称及び代表者の職・氏名） ㊟

卸売業務廃止届出書

許可を受けている卸売業務を廃止しようとするので、高知県卸売市場条例第7条の規定により関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

- 1 廃止しようとする卸売業務に係る許可年月日及び許可番号
- 2 廃止しようとする卸売業務を行っている地方卸売市場の名称
- 3 廃止予定年月日
- 4 廃止の理由

- 注 1 届出者が廃止しようとする卸売業務を行っている地方卸売市場の開設者と異なる場合は、その開設者を経由して届け出てください。
- 2 卸売業務を廃止しようとする日の30日前までに届け出てください。

添付書類

廃止しようとする卸売業務に係る卸売業務許可証の写し

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名（名称及び代表者の職・氏名） ㊟

地方卸売市場開設許可証（卸売業務許可証）再交付申請書

高知県卸売市場条例第8条第3項の規定により地方卸売市場開設許可証（卸売業務許可証）の再交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 地方卸売市場開設許可証又は卸売業務許可証の許可年月日及び許可番号
- 2 地方卸売市場の名称及び位置
- 3 地方卸売市場の開設者の氏名又は名称及び代表者の職・氏名並びに住所
- 4 卸売業者の氏名又は名称及び代表者の職・氏名並びに住所（卸売業務許可証の再交付の場合に記入してください。）
- 5 再交付の理由

添付書類

破損し、又は汚した地方卸売市場開設許可証又は卸売業務許可証

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名（名称及び代表者の職・氏名） ㊟

地方卸売市場開設許可証（卸売業務許可証）書換え交付申請書

高知県卸売市場条例第8条第4項の規定により地方卸売市場開設許可証（卸売業務許可証）の書換え交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 地方卸売市場開設許可証又は卸売業務許可証の許可年月日及び許可番号
- 2 変更前及び変更後の地方卸売市場の名称及び位置
- 3 変更前及び変更後の地方卸売市場の開設者の氏名又は名称及び代表者の職・氏名並びに住所
- 4 変更前及び変更後の卸売業者の氏名又は名称及び代表者の職・氏名並びに住所（卸売業務許可証の書換え交付の場合に記入してください。）
- 5 変更前及び変更後の取扱品目又は取扱品目の部類
- 6 書換え交付の理由

添付書類

交付済みの地方卸売市場開設許可証又は卸売業務許可証

第8号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 譲受人 住所
氏名（名称及び代表者の職・氏名） ㊟譲渡人 住所
氏名（名称及び代表者の職・氏名） ㊟

事業譲受け地位承継認可申請書

高知県卸売市場条例第9条第1項の規定により事業の譲渡し及び譲受けによる地位の承継の認可を受けたいので、同条第4項の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 譲受人に関する事項
 - (1) 住所
 - (2) 氏名又は名称及び代表者の職・氏名
 - (3) 開業又は設立の年月日
 - (4) 地方卸売市場の開設又は卸売業務に係る許可年月日及び許可番号
 - (5) 地方卸売市場の名称及び位置並びに取扱品目又は取扱品目の部類
 - (6) 沿革の概要（開業又は設立に至るまで及び開業又は設立後現在に至るまでの増資、合併、分割、事業施設の拡張又は縮小等その日時及び事情を簡明に記入してください。）
 - (7) 営業種目（現在行っているものについて具体的に記入してください。）
 - (8) 従業員数（業種別及び男女別に記入してください。）
 - (9) 取扱実績（最近2年間の実績について取扱品目別に数量及び金額を記入してください。）

- 2 譲渡人に関する事項（1の譲受人に関する事項に準じて記入してください。）
- 3 申請者相互間の関係
 - (1) 株式保有関係
 - (2) (1)以外の出資又は融資関係
 - (3) 役員兼任関係
 - (4) 特約、協定その他の関係
 - (5) 取引関係
- 4 事業の譲渡し及び譲受けの内容及び条件
 - (1) 内容
 - (2) 所在地、数量、能力、帳簿価格、対価等
 - (3) 対価の調達方法
- 5 譲り渡す事業に係る地方卸売市場の名称及び位置並びに取扱品目又は取扱品目の部類
- 6 事業の譲渡し及び譲受けの予定年月日
- 7 事業の譲渡し及び譲受けを必要とする理由

注 卸売業者の地位の承継の場合で、申請者が卸売の業務を行っている地方卸売市場の開
設者と異なるときは、その開設者を經由して申請してください。

添付書類

- 1 事業の譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し
- 2 業務規程
- 3 今後2年間における事業計画書
- 4 譲受人が法人の場合は、次に掲げる書類
 - (1) 定款
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 役員の戸籍抄本及び履歴書
 - (4) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記

載した書類

- (5) 最近2年間における事業報告書（別記第18号様式の事業報告書の例により作成したもの）
 - (6) 譲受人が卸売市場法第57条第1項第1号から第3号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面
 - (7) 譲受人が卸売市場法第57条第2項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面
 - (8) 申請の日前30日以内の日現在における資産の状況を記載した書類
 - (9) (1)から(8)までの書類のほか、知事が必要であると認める書類
- 5 譲受人が個人の場合は、次に掲げる書類
- (1) 譲受人の戸籍抄本及び履歴書
 - (2) 譲受人が卸売市場法第57条第1項第1号及び第2号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
 - (3) 譲受人が卸売市場法第57条第2項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面
 - (4) 最近2年間における事業報告書（別記第18号様式の事業報告書の例により作成したもの）
 - (5) 申請の日前30日以内の日現在における資産の状況を記載した書類
 - (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要であると認める書類

第9号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 開設者又は卸売業者である法人

住所

名称及び代表者の職・氏名 ㊦

合併後存続する法人又は合併により設立される法人

住所

名称及び代表者の職・氏名 ㊦

合併地位承継認可申請書

高知県卸売市場条例第9条第2項の規定により合併による地位の承継の認可を受けたいので、同条第4項の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 開設者又は卸売業者である法人に関する事項

- (1) 合併により解散又は合併後存続の別
- (2) 住所
- (3) 名称及び代表者の職・氏名
- (4) 開業又は設立の年月日
- (5) 地方卸売市場の開業又は卸売業務に係る許可年月日及び許可番号
- (6) 地方卸売市場の名称及び位置並びに取扱品目又は取扱品目の部類
- (7) 沿革の概要（開業又は設立に至るまで及び開業又は設立後現在に至るまでの増資、合併、分割、事業施設の拡張又は縮小等その日時及び事情を簡明に記入してください。）
- (8) 営業種目（現在行っているものについて具体的に記入してください。）
- (9) 従業員数（業種別及び男女別に記入してください。）

(10) 取扱実績（最近2年間の実績について取扱品目別に数量及び金額を記入してください。）

2 申請者相互間の関係

- (1) 株式保有関係
- (2) (1)以外の出資又は融資関係
- (3) 役員兼任関係
- (4) 特約、協定その他の関係
- (5) 取引関係

3 合併後存続する法人又は合併により設立される法人に関する事項

- (1) 住所
- (2) 名称及び代表者の職・氏名
- (3) 資本金又は出資の額
- (4) 役員の氏名
- (5) 営業種目
- (6) 取扱品目別年間取扱能力

4 合併の方法及び条件

5 合併の予定年月日

6 合併を必要とする理由

注 卸売業者の地位の承継の場合で、申請者が卸売の業務を行っている地方卸売市場の開設者と異なるときは、その開設者を經由して申請してください。

添付書類

- 1 合併に係る契約書の写し

- 2 業務規程
- 3 今後2年間における事業計画書
- 4 合併後存続する法人又は合併により設立される法人に係る次に掲げる書類
 - (1) 定款
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 役員の戸籍抄本及び履歴書
 - (4) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書類
 - (5) 最近2年間における事業報告書（別記第18号様式の事業報告書の例により作成したもの）
 - (6) 卸売市場法第57条第1項第1号から第3号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面
 - (7) 卸売市場法第57条第2項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面
 - (8) 申請の日前30日以内の日現在における資産の状況を記載した書類
 - (9) (1)から(8)までの書類のほか、知事が必要があると認める書類

第10号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 開設者又は卸売業者である法人

住所

名称及び代表者の職・氏名 ㊹

分割により地方卸売市場の開設又は卸売の業務を承継する法人

住所

名称及び代表者の職・氏名 ㊹

分割地位承継認可申請書

高知県卸売市場条例第9条第2項の規定により分割による地位の承継の認可を受けたいので、同条第4項の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 開設者又は卸売業者である法人に関する事項

- (1) 住所
- (2) 名称及び代表者の職・氏名
- (3) 開業又は設立の年月日
- (4) 地方卸売市場の開設又は卸売業務に係る許可年月日及び許可番号
- (5) 地方卸売市場の名称及び位置並びに取扱品目又は取扱品目の部類
- (6) 沿革の概要（開業又は設立に至るまで及び開業又は設立後現在に至るまでの増資、合併、分割、事業施設の拡張又は縮小等その日時及び事情を簡明に記入してください。）
- (7) 営業種目（現在行っているものについて具体的に記入してください。）
- (8) 従業員数（業種別及び男女別に記入してください。）
- (9) 取扱実績（最近2年間の実績について取扱品目別に数量及び金額を記入してくだ

さい。)

- 2 申請者相互間の関係
 - (1) 株式保有関係
 - (2) (1)以外の出資又は融資関係
 - (3) 役員兼任関係
 - (4) 特約、協定その他の関係
 - (5) 取引関係
- 3 分割により地方卸売市場の開設又は卸売の業務を承継する法人に関する事項
 - (1) 住所
 - (2) 名称及び代表者の職・氏名
 - (3) 資本金又は出資の額
 - (4) 役員の氏名
 - (5) 営業種目
 - (6) 取扱品目別年間取扱能力
- 4 分割により承継させる地方卸売市場の開設又は卸売の業務に係る地方卸売市場の名称及び位置並びに取扱品目又は取扱品目の部類
- 5 分割の方法及び条件
- 6 分割の予定年月日
- 7 分割を必要とする理由

注 卸売業者の地位の承継の場合で、申請者が卸売の業務を行っている地方卸売市場の開設者と異なるときは、その開設者を經由して申請してください。

添付書類

- 1 分割に係る計画書又は契約書の写し
- 2 業務規程
- 3 今後2年間における事業計画書
- 4 分割により地方卸売市場の開設又は卸売の業務を承継する法人に係る次に掲げる書類
 - (1) 定款
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 役員の戸籍抄本及び履歴書
 - (4) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書類
 - (5) 最近2年間における事業報告書（別記第18号様式の事業報告書の例により作成したもの）
 - (6) 卸売市場法第57条第1項第1号から第3号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面
 - (7) 卸売市場法第57条第2項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面
 - (8) 申請の日前30日以内の日現在における資産の状況を記載した書類
 - (9) (1)から(8)までの書類のほか、知事が必要であると認める書類

第11号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名 ㊟

相続地位承継認可申請書

高知県卸売市場条例第10条第1項の規定により相続による地位の承継の認可を受けたいので、同条第2項の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 被相続人の氏名及び申請者との続柄
- 2 引き続き営もうとする地方卸売市場の開設又は卸売業務に係る許可年月日及び許可番号
- 3 引き続き営もうとする地方卸売市場の名称及び位置並びに取扱品目又は取扱品目の部類
- 4 相続開始年月日

- 注 1 卸売業者の地位の承継の場合で、申請者が卸売の業務を行っている地方卸売市場の開設者と異なるときは、その開設者を經由して申請してください。
- 2 被相続人の死亡の日から起算して60日以内に申請してください。

添付書類

- 1 申請者と被相続人との続柄を証する書面
- 2 地方卸売市場の開設又は卸売の業務を申請者が引き続き営むことについて、申請者以外の相続人が同意したことを証する書面
- 3 業務規程
- 4 今後2年間における事業計画書
- 5 申請者に係る次に掲げる書類
 - (1) 戸籍抄本及び履歴書
 - (2) 卸売市場法第57条第1項第1号及び第2号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

- (3) 卸売市場法第57条第2項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面
- (4) 最近2年間における事業報告書（別記第18号様式の事業報告書の例により作成したもの）
- (5) 申請の前日30日以内の日現在における資産の状況を記載した書類
- (6) (1)から(5)までの書類のほか、知事が必要があると認める書類

第12号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

開設者 住所
氏名（名称及び代表者の職・氏名） ㊦

買受人届出書

高知県卸売市場条例第12条第2項の規定により、下記のとおり買受人の名簿を届け出ます。

記

1 地方卸売市場の名称及び位置並びに取扱品目

2 買受人の名簿

承認 番号	商号	氏名	住所	仲卸しの承認の有無

第13号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

卸売業者 住所
氏名（名称及び代表者の職・氏名） ㊦

受託契約約款（変更）届出書

別添のとおり受託契約約款を定めた（変更した）ので、高知県卸売市場条例第17条の規定により届け出ます。

第14号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

卸売業者 住所
氏名（名称及び代表者の職・氏名） ㊦

せり人届出書

高知県卸売市場条例第18条第2項の規定により、下記のとおりせり人について届け出ます。

記

- 1 卸売の業務を行っている地方卸売市場の名称及び取扱品目の部類
- 2 せり人の名簿
 - (1) せり人となった者

番号	住所	氏名	生年月日	経験年数	せり人となった理由

- (2) せり人でなくなった者

番号	住所	氏名	生年月日	経験年数	せり人でなくなった理由

第15号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

開設者 住所
氏名（名称及び代表者の職・氏名） ㊦

地方卸売市場業務規程変更承認申請書

高知県卸売市場条例第20条第1項の規定による業務規程の変更の承認を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 地方卸売市場の開設に係る許可年月日及び許可番号
- 2 地方卸売市場の開設者の氏名又は名称及び代表者の職・氏名並びに住所
- 3 地方卸売市場の名称及び位置
- 4 変更の内容
- 5 変更の理由

添付書類

- 1 変更後の業務規程
- 2 高知県卸売市場条例第20条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- 3 1及び2の書類のほか、知事が必要があると認める書類

第16号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

開設者 住所
氏名（名称及び代表者の職・氏名） ㊟

地方卸売市場事業計画変更届出書

事業計画を変更しようとするので、高知県卸売市場条例第20条第4項の規定により関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

- 1 地方卸売市場の開設に係る許可年月日及び許可番号
- 2 地方卸売市場の開設者の氏名又は名称及び代表者の職・氏名並びに住所
- 3 地方卸売市場の名称及び位置
- 4 変更の内容
- 5 変更の理由

添付書類

- 1 変更後の事業計画書
- 2 1の書類のほか、知事が必要があると認める書類

第17号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名（名称及び代表者の職・氏名） ㊟

名称変更等届出書

高知県卸売市場条例第22条の規定により、名所変更等について関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

- 1 地方卸売市場の開設又は卸売業務に係る許可年月日及び許可番号
- 2 地方卸売市場の名称及び位置
- 3 変更等に係る事項
- 4 変更等の内容
- 5 変更等の理由
- 6 変更等の年月日

添付書類

- 1 変更等の内容を証する書面
- 2 1の書類のほか、知事が必要があると認める書類

第18号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

卸売業者 住所
氏名（名称及び代表者の職・氏名） ㊟

事業報告書

高知県卸売市場条例第23条の規定により、下記のとおり 年度の事業報告書を提出します。

記

- 卸売の業務を行っている地方卸売市場の名称
- 総会及び取締役会等の決議事項

開催年月日	決議事項

- 役員 の略歴及び持株数又は出資口数

年 月 日現在

役名及び職名	氏名（生年月日及び住所）	略歴	持株数又は出資口数

- 従業員の状況

区分	男性	女性	計	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額
営業関係						
事務関係						
計						

- 卸売業務の状況

(1) 卸売業務に係る取扱品目についての取扱高及び売上損益

種類	受託販売			買い付け販売			合計		
	数量	金額	委託手数料	数量	金額	買い付け販売損益	数量	金額	売上総利益（損失）
	トン	千円	千円	トン	千円	千円	トン	千円	千円
当期合計（A）									
前年同期（B）									
前年同期対比（A/B）	%	%	%	%	%	%	%	%	%

注 「種類」欄は、野菜、果実、漬物、乾物（加工水産物を除きます。）、生鮮水産物（冷凍水産物を含みます。）、加工水産物、牛肉、豚肉、鳥肉、その他の食肉、鳥卵、その他従たる品目等に区分して記入してください。

(2) 販売先別取扱高

	販売の相手方					合計
	仲卸業者	買受人	その他			
			開設市町村内	開設市町村外	小計	
金額	円	円	円	円	円	円
割合	%	%	%	%	%	100.0

(3) 販売代金の回収状況

仲卸業者			売買参加者			その他		
平均回収日数	特約日以前	特約日数	平均回収日数	特約日以前	特約日数	平均回収日数	特約日以前	特約日数
日	%	%	日	%	%	日	%	%

(4) 出荷奨励金の支出状況

出荷奨励金の種類	支出基準	支出金額	支出金額に対応する卸売金額	支出先の数	備考
定率奨励金		円	円		
特別奨励金					
計					

- 注 1 定率奨励金の項の「支出基準」欄は、出荷高に応じて一定の率で支出された奨励金をその率で区分して記入してください。
- 2 特別奨励金の項の「支出基準」欄は、荷主の本来負担すべき費用の負担、災害の見舞い、需要の増進その他特別の理由に区分して記入してください。
- 3 「備考」欄は、特別奨励金の主な支出先及びその支出金額その他特記すべき事項を記入してください。

(5) 完納奨励金の支出状況

完納奨励金の種類	支出基準	支出金額	支出金額に対応する卸売金額	備考
定率奨励金		円	円	
特別奨励金				
計				

- 注 1 定率奨励金の項の「支出基準」欄は、買受人の完納高に応じて一定の率で支出された奨励金をその率で区分して記入してください。
- 2 特別奨励金の項の「支出基準」欄は、買受人が本来負担すべき費用の負担等に区分して記入してください。
- 3 「備考」欄は、特別奨励金の主な支出先及びその支出金額その他特記すべき事項を記入してください。

6 兼業業務の概況

業務の内容	業務実施の場所	売上高	税引き前当期利益（損失）
		千円	

第19号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名（名称及び代表者の職・氏名） ㊞

小規模卸売市場開設（卸売業務）届出書

小規模卸売市場を開設しよう（において卸売の業務を行おう）とするので、高知県卸売市場条例第28条第1項の規定により関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

開 設	住所	
	氏名又は名称及び代表者の職・氏名	
	市場の名称	
	市場の位置	
	主たる取扱品目	
	卸売場の面積	m ²
卸 売 業 務	住所	
	氏名又は名称及び代表者の職・氏名	
	市場の名称	
	市場の位置	
	主たる取扱品目の部類	
開始予定年月日		

添付書類

- 届出者が法人の場合は、定款並びに役員の戸籍抄本及び履歴書
- 届出者が個人の場合は、戸籍抄本及び履歴書
- 1又は2の書類のほか、知事が必要があると認める書類

第20号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
氏名（名称及び代表者の職・氏名） ㊟

小規模卸売市場届出事項変更（廃止・卸売業務廃止）届出書

高知県卸売市場条例第28条第2項の規定により、小規模卸売市場に係る届出事項の変更（小規模卸売市場の廃止・小規模卸売市場における卸売の業務の廃止）について下記のとおり届け出ます。

記

- 1 小規模卸売市場の開設者又は卸売業者の氏名又は名称及び代表者の職・氏名並びに住
所
- 2 小規模卸売市場の名称及び位置
- 3 変更に係る事項
- 4 変更の内容
- 5 変更又は廃止の理由
- 6 変更又は廃止の年月日

第21号様式（第14条関係）

第 号

写真はり付け箇所

身分証明書

所属
職名
氏名

年 月 日生

有効期間 年 月 日から

年 月 日まで

上記の者は、卸売市場法第66条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明します。

年 月 日

高知県知事

㊟

(裏面)

卸売市場法（抜粋）
（報告及び検査）

第66条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、開設者若しくは卸売業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、開設者若しくは卸売業者の事務所その他の業務を行なう場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 略

第80条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第48条第2項又は第66条第1項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(2) 略

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第77条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

備考 用紙の大きさは日本工業規格A列7番（縦7.4センチメートル、横10.5センチメートル）と、写真の大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

附 則
この規則中第2条第3項の改正規定は平成21年4月1日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

公営企業局管理規程

高知県公営企業局に係る高知県行政手続条例の施行に関する規程を次のように定める。
平成20年10月21日
高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第13号
高知県公営企業局に係る高知県行政手続条例の施行に関する規程

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）に規定する高知県公営企業局が行う処分、行政指導及び届出に関する手続並びに規則等を定める手続に係る同条例の施行に関し必要な事項については、高知県行政手続条例施行規則（平成8年高知県規則第20号）の規定の例による。

附 則
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

~~~~~

高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成20年10月21日  
高知県公営企業局長 長瀬 順一

**高知県公営企業局管理規程第14号**  
**高知県公営企業局職員就業規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局職員就業規程（昭和28年高知県電気局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。  
第30条第1項の表4の項中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

**附 則**  
この規程は、平成21年5月21日から施行する。

~~~~~

高知県公営企業局病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成20年10月21日
高知県公営企業局長 長瀬 順一

高知県公営企業局管理規程第15号
高知県公営企業局病院事業財務規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局病院事業財務規程（平成19年高知県公営企業局管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。
第3章第2節中第32条の次に次の1条を加える。
（不納欠損）

第32条の2 局長及び院長は、調定をした収納金について、次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、不納欠損として処理しなければならない。

（1） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定による議会の議決を経て権利を放棄したとき。
（2） 債権の消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をし、又は援用する意思があるものとみなされるとき（法律の規定により債務者の援用を待たずに消滅する債権にあっては、その消滅時効が完成したとき。）
（3） 前2号に掲げるもののほか、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の規定により、権利を消滅させ、又は権利が消滅したとき。

2 前項の規定による不納欠損の処分の手続については、局長が別に定める。

附 則
この規程は、平成20年11月1日から施行する。

~~~~~

高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。  
平成20年10月21日  
高知県公営企業局長 長瀬 順一

**高知県公営企業局管理規程第16号**  
**高知県公営企業局契約規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局契約規程（昭和41年高知県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。  
第7条第1項第2号を削り、同項第3号中「（長期信用銀行債を含む。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「前項第7号」を「前項第6号」に改め、同条第3項中「第1項第8号」を「第1項第7号」に改める。  
第8条第1号中「、公社債」を削る。

**附 則**  
この規程は、平成20年10月21日から施行する。

-----  
**議 会 規 則**  
-----

高知県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年10月21日  
高知県議会議長 西森 潮三

**高知県議会規則第2号**  
**高知県議会会議規則の一部を改正する規則**

高知県議会会議規則（昭和54年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

目次中  
「第15章 議員の派遣（第118条）  
第16章 補則（第119条）」  
を  
「第15章 協議又は調整を行うための場（第118条）  
第16章 議員の派遣（第119条）  
第17章 補則（第120条）」  
に改める。

第16章中第119条を第120条とし、同章を第17章とする。  
第15章中第118条を第119条とし、同章を第16章とする。  
第14章の次に次の1章を加える。

**第15章 協議又は調整を行うための場**  
（協議又は調整を行うための場）

**第118条** 法第100条第12項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下この条において「協議等の場」という。）を次の表のとおり設ける。

| 名称     | 目的                                          | 構成員                | 招集権者 |
|--------|---------------------------------------------|--------------------|------|
| 各派代表者会 | 議会の活動、運営等の基本的事項及び図書室の運営に係る事項に関し協議及び調整を行うこと。 | 議長、副議長及び各会派を代表する議員 | 議長   |

2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時的に設ける必要があるときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長が設けることができる。

3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員及び招集権者を明らかにしなければならない。

4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**人 事 委 員 会 規 則**  
-----

高知県人事委員会に係る高知県行政手続条例の施行に関する規則をここに公布する。  
平成20年10月21日  
高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

**高知県人事委員会規則第26号**  
**高知県人事委員会に係る高知県行政手続条例の施行に関する規則**

**する規則**

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）に規定する高知県人事委員会が行う処分、行政指導及び届出に関する手続並びに規則等を定める手続に係る同条例の施行に関し必要な事項については、高知県行政手続条例施行規則（平成8年高知県規則第20号）の規定の例による。

**附 則**

この規則は、平成21年4月1日から施行する。



職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月21日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

**高知県人事委員会規則第27号**

**職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則**

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項の表4の項中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

**附 則**

この規則は、平成21年5月21日から施行する。



公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年10月21日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

**高知県人事委員会規則第28号**

**公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則**

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項の表4の項中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

**附 則**

この規則は、平成21年5月21日から施行する。



**労働委員会告示**



**高知県労働委員会告示第2号**

高知県労働委員会に係る高知県行政手続条例の施行に関する規程を次のように定める。

平成20年10月21日

高知県労働委員会会長 下元 敏晴

**高知県労働委員会に係る高知県行政手続条例の施行に関する規程**

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）に規定する高知県労働委員会が行う処分、行政指導及び届出に関する手続並びに規則等を定める手続に係る同条例の施行に関し必要な事項については、高知県行政手続条例施行規則（平成8年高知県規則第20号）の規定の例による。

**附 則**

この告示は、平成21年4月1日から施行する。